

佐賀県特別栽培農産物表示要綱

制定 令和4年2月1日
最終改正 令和8年3月12日

(目的)

第1条 この要綱は、近年の消費者の健康及び食の安全性などに対する関心の高まりに対応し、化学合成農薬や化学肥料の使用を低減して栽培される特別栽培農産物の生産振興と円滑な流通・販売を促進するため、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け4食流第3889号農林水産省総合局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「ガイドライン」という。)を基に、佐賀県特別栽培農産物の表示について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「化学合成農薬」とは、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項の農薬のうち、日本農林規格等に関する法律施行令第17条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材(平成12年7月14日農林水産省告示第1005号)の1に掲げる農薬を除く、化学合成されたものをいう。なお、農薬には、農薬取締法第1条の2に規定する天敵及び第2条第1項に規定する特定防除資材(特定農薬)を含まない。
- (2) 「化学肥料」とは、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第2条第1項の肥料のうち化学的方法によって生産される肥料をいう。
- (3) 「特別栽培農産物」とは、前作の収穫後から当該農産物の収穫・調製までの栽培期間中(以下「栽培期間中」という。)、化学合成農薬の使用回数と化学肥料の使用量の双方を、県内の一般的な栽培方法(いわゆる慣行栽培)に比べ、5割以下に低減して栽培された農産物をいう。
- (4) 「登録」とは、第5条により特別栽培農産物に係る生産情報等を県が台帳に記載し、その情報を管理することをいう。
- (5) 「申請者」とは、登録を受けようとする生産者及びとう精または製茶を行う者をいう。
- (6) 「登録生産者」とは、登録を受けた生産者をいう。
- (7) 「表示」とは、登録され、栽培期間中に確認責任者により生産が適正に行われていることが確認された農産物について、別記1及び別記2に定める表示マークにより特別栽培農産物であることを示すことをいう。
- (8) 「栽培責任者」とは、ほ場における栽培管理を行う者、またはその管理の指導を行う者をいう。
- (9) 「確認責任者」とは、栽培責任者による生産及び出荷が適正に行われていることを確認し、その管理指導を行う者をいう。
- (10) 「精米(製茶)責任者」とは、とう精(製茶)施設等において、登録を受け、生産された玄米(茶)のとう精(製茶)を行う者をいう。
- (11) 「精米(製茶)確認者」とは、精米(製茶)責任者による精米(製茶)計画が、適正に実施されていることを確認し、とう精(製茶)の管理指導を行う者をいう。

(表示対象品目)

第3条 表示の対象は、次のいずれかに該当する農産物とする。

- (1) 原則として、佐賀県内で生産された食用に供する農産物であつて、かつ消費者に販売される別表1に定める品目とする。
- (2) 原則として、本県に所在するほ場において生産された野菜及び果実で加工（単に切断したものを除く）しない農産物
- (3) 原則として、本県に所在するほ場において生産された穀物、茶を乾燥調製した農産物

(登録申請)

第4条 佐賀県特別栽培農産物の表示を希望する者は、佐賀県特別栽培農産物表示要領（以下、「要領」という）で定める期日までに知事に申請するものとする。

(登録及び有効期間)

第5条 知事は、申請された内容を確認し、第7条に規定する登録要件を満たしている場合は登録することができる。なお、登録の有効期間は、登録を受けた日から3年間とする。

ただし、登録を受けた農産物等については出荷および販売が終了するまで登録されたものとして取り扱う。

(登録事項の掲載)

第6条 前条の規定により登録された事項のうち、要領に定めるものは、県のホームページに掲載するものとする。

(登録の要件)

第7条 特別栽培農産物の登録の要件は、次のとおりとする。

- (1) 申請者は、要領に定める要件を満たすこと。
- (2) 登録生産者は、「栽培責任者」及び「確認責任者」を置くこと。
- (3) 登録を受けた精米（製茶）を行う者は、「精米（製茶）責任者」及び「精米（製茶）確認者」を置くこと。
- (4) 栽培責任者、確認責任者、精米（製茶）責任者及び精米（製茶）確認者は、要領に定める要件を満たすこと。
- (5) 申請者は、自己又は自社等の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に

暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 申請者は、前号のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(7) 第2条第3号で定める農産物であり、要領に定める農産物ごとの化学合成農薬及び化学肥料の使用基準を満たしていること。

(8) 遺伝子組換え技術により育成された品種の種子及び種苗を使用しないこと。

(9) 第13条第5項により、登録が取り消されて3年を経過していない者が栽培する農産物でないこと。

(登録の変更)

第8条 登録生産者及び登録を受けたとう精または製茶を行う者は、登録内容等を変更するときは、知事に遅滞なくその旨を届け出なければならない。ただし、ほ場の面積や場所等に関する変更がある場合の届出は、栽培開始前までとする。

2 知事は、前項の届出内容が適当である場合は、登録の変更を行うことができる。ただし、対象農産物及び作型の変更は認めないものとする。

(登録の取り下げ)

第9条 登録生産者及び登録を受けたとう精または製茶を行う者は、登録を取り下げる場合は、知事に遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(実績報告等の徴求)

第10条 知事は、次の者に対し、生産履歴や表示マークの使用状況について必要に応じて報告を求めることができる。

- ・登録生産者
- ・確認責任者
- ・登録を受けたとう精または製茶を行う者
- ・精米（製茶）責任者

(表示マークの使用等)

第11条 登録生産者は、収穫前に確認責任者による栽培管理記録等の確認を受け、表示マーク等を使用することができることとする。

2 登録を受けたとう精または製茶を行う者は、とう精・製茶開始前に精米（製茶）確認者によるとう精・製茶の製造工程等の確認を受け、表示マーク等の使用することができることとする。

3 表示マークは、登録された特別栽培農産物以外に使用してはならない。

(立ち入り調査及び残留農薬の分析の実施)

第12条 知事は、登録生産者及び登録を受けたとう精または製茶を行う者に対し、適正な生産及び表示・出荷等を確保するために必要な調査を行うことができる。また、その結果に応じた指導

を行うとともに、改善対応等及びその報告を求めることができる。

2 知事は、必要に応じて登録生産者が栽培した農産物の残留農薬の分析調査を行うことができる。

(登録の取消)

第13条 知事は、登録内容に偽り等があると認めるとき、または、要領で規定する登録生産者の責務を遵守していないと認めるときは、改善を命じ、必要に応じてその登録を取り消すことができる。

2 前項により取消を受けた者は、取消の日以降の表示はできないものとし、すでに販売した農産物については、自らの責任により回収を行わなければならない。

3 第1項の規定により取り消された者は、表示マーク及びその印刷物等を全て処分しなければならない。

4 県は、第1項の規定により取り消された者の登録した事項を台帳から削除するとともに県のホームページから削除するものとする。

5 第1項により、登録を取り消された者は、本人に故意または過失がないと認められる場合を除き、翌年から3年間は登録を申請できないものとする。

(実績報告)

第14条 登録生産者は登録された農産物の収穫を終了したときは、要領に定める様式により確認責任者に対し、実績を報告し、確認を受けるものとする。また確認を受けた実績報告書を受領後、その写しを知事へ提出することとする。

2 登録を受けたとう精または製茶を行う者は、登録農産物等の出荷、販売を終了したときは、要領に定める様式により精米（製茶）確認者に対し、実績を報告し、確認を受けるものとする。また確認を受けた実績報告書を受領後、その写しを知事へ提出することとする。

3 登録生産者は登録農産物等の出荷、販売を終了したときは、要領に定める様式により確認責任者及び精米（製茶）確認者に対し、実績を報告するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第15条 本制度において入手した個人情報については、佐賀県個人情報保護条例に基づき取り扱うものとし、本人の承諾のある場合のほか、登録事務に係る目的以外には使用しないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

3 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

4 この要綱は、令和8年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 佐賀県特別農産物認証要綱に基づき申請されたものについては、当要綱制定後に別紙様式第12号により登録に必要な事項を届け出ること、本要綱による登録ができるものとする。

別表1

表示の対象品目

	品目
穀物 (3品目)	米(精米を含む)、麦類、大豆
野菜 (44品目)	きゅうり、メロン、丸トマト、ミニトマト、なす、いちご、たまねぎ、こねぎ、アスパラガス、はくさい、チンゲンサイ、キャベツ、レタス、ほうれんそう、こまつな、わけぎ、にがうり、野菜ウリ、えんどう、そらまめ、いんげん、ピーマン、ブロッコリー、にら、れんこん、かんしょ、ばれいしょ、根深ねぎ、すいか、かぼちゃ、にんにく、しょうが、さといも、スイートコーン、ダイコン、にんじん、かぶ、葉ねぎ、ベビーリーフ(たかな、こまつな、ロケット、ビート)、たかな、やまのいも(じねんじょ)、しそ、ミズナ、しゅんぎく
果実 (20品目)	温州みかん、中晩生柑きつ、ハウスみかん、びわ、日本なし、ぶどう、かき、モモ、スモモ、くり、うめ、キウイフルーツ、イチジク、キンカン、マンゴー、レモン、ライム、ユズ、キノス、ブルーベリー
特用作物 (1品目)	茶(仕上げ茶を含む)
計	68品目

注 対象品目については、必要に応じ追加する。

佐賀県特別栽培農産物表示マークの規格



①基本サイズ(大) 【縦60mm×横140mm】



②基本サイズ(中) 【縦30mm×横70mm】



③基本サイズ(小) 【縦15mm×横35mm】



1. 表示マーク作成上の注意

- (1) 表示マークを作成する場合、大きさは自由とするが、基本サイズの(小)より小さいものは作成してはならない。
- (2) マークの形、縦・横の比率、デザイン、色は変更できない。 ※ただし、色は白黒でも可とする。
- (3) 記載事項は省略してはならない。
- (4) 登録を受けた者は表示マークの作製数、使用数を記録し保管すること。
- (5) 表示マークの作成は、登録数を限度とし、登録取消などに備え、一度に大量に作成しないようにすること。

2. 表示マークをシール及び包装資材等へ印刷する場合の注意事項

- (1) 登録取消等でその印刷した包装容器等が使用できない場合が生じたときに、その後の出荷・販売に支障がないように予備容器の準備等の対策を事前に講じておく。
- (2) 病害虫の発生等により登録の取消がある場合等のリスクを十分承知し、分割して作成するなどの対応を図る。
- (3) 結束テープへの印刷、ハンコ等による押印及びコピーやパソコンによる自己製作は、客観的な数量管理ができないので原則として認めない。

別記 2

培農産物表示マークの種類

分類：A 化学合成農薬と化学肥料を使用しない農産物



分類：B 化学合成農薬を使用せず化学肥料を慣行の5割以上低減した農産物



分類：C 化学合成農薬を慣行の5割以上低減し化学肥料を使用しない農産物



分類：D 化学合成農薬と化学肥料を慣行の5割以上低減した農産物

